



下記の範囲を超える場合には、変更
認定となり、変更認定申請手数料が
必要となります。

なお、該当物件となるような場合は、下記の範囲内に軽微な変更届を提出してください。

記

- ① 住宅の建築に関する工事の着手時期又は完了予定時期の6か月以内の変更
- ② 法第5条第3項の長期優良住宅建築等計画における譲受人の決定の予定時期の6か月以内の変更